

アプリダウンロード

当行ホームページ経由でアプリストアに入り、
ダウンロード後、起動してください。

※不正を避けるために当行ホームページで
ダウンロードしてください。

池田泉州銀行 口座開設+ [プラス]

検索



申込手続き
スタート! /

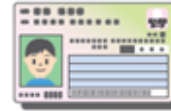


事前準備

お手続きの前に①②をお手元にご用意ください

① マイナンバー確認資料

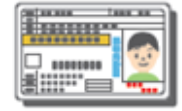
■ マイナンバーカードをお持ちの場合 → マイナンバーカード



■ マイナンバーカードをお持ちでない場合 → 通知カード



+ 運転免許証



※投資信託口座開設にあたっては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条にもとづき、マイナンバーのご提供が必要となります。

※通知カードに記載の住所が現住所と異なる場合は確認資料としては使えません。

※2020年5月25日以降に通知カードの記載事項（氏名・住所など）に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。個人番号カードでの申込みをお願いいたします。

※住民票の写しによるマイナンバーの届出は店頭でのお手続きとなります。

② 普通預金口座番号が分かるもの

普通預金口座通帳 または キャッシュカード

口座開設+で投資信託口座（NISA口座）開設がお申し込みいただける方

- 池田泉州銀行の普通預金口座（総合口座を含む）をお持ちの方 すべての項目に✓が入る方が対象です
(事業用の口座はご利用いただけません)
→普通預金口座の開設も口座開設+ [プラス]アプリからお申し込み可能です※
- 指定預金口座として利用する口座をインターネットバンキングの代表口座として登録している方
指定預金口座とは投資信託購入代金の引落としや解約代金の受取りにご指定いただく口座です
→登録がお済みでない方は投資信託口座開設お申し込み前にインターネットバンキング利用申込みをしてください
- 満18歳以上～満70歳未満の方
(NISA口座を開設できるのは口座開設年の1月1日時点で満18歳以上の方です)
- マイナンバーカード（または日本国内発行の有効な運転免許証と通知カード）をお持ちの方
- 池田泉州銀行ではじめて投資信託口座を開設する方
すでに当行で投資信託口座をお持ちの方のNISA口座開設のお申し込みは投資信託のお取引店までお問合わせください
- 池田泉州銀行において事業性資金の借入金がない方
- (NISA口座開設を希望される場合) 他の金融機関でNISA口座を開設していない方
NISA口座は他の金融機関と重複して開設することはできません

インターネット
バンキング
お申込みはこちら!



※口座開設+ [プラス]アプリで普通預金口座を開設できるのは、当行の口座をお持ちでない、満18歳以上の方です。
お手続き完了後にお送りする口座番号通知メール受領後に、インターネットバンキング利用申込み、アプリでの投資信託
口座（NISA口座）の開設申込みが可能です。

①お申込み前の確認

池田泉州銀行
口座開設+[プラス]へ
ようこそ

このアプリでは、以下の各種お手続きを行うことができます。

お手続きの前必ずご確認ください。

ガイダンス

預金口座を開設する

投資信託口座を開設する

個人番号(マイナンバー)を提供する

※本人変更
※本人変更

NISA口座開設もこちらを選択

お申込みに関する注意事項、投資信託口座・特定口座の内容を確認いただき を入れ **次へ** に進みます。

Check point !

以下に該当する方は、**口座開設+[プラス]**でのNISA口座開設のお申込みはできません。

お取引店にご連絡ください。

- ・当行で既に投資信託口座を開設されている方
- ・2018年以降、当行でNISAを一度でも利用されたことがある方

NISA口座開設のご説明

- ・ NISA口座の開設をお申込みいただく場合、投資信託・公共債規定集のNISA規定をご確認ください。
- ・ 他金融機関においてNISA口座を2018年以降に開設したことがある場合、本アプリではNISA口座を開設することができません(二重開設)。必要書類をご準備いただいたうえで、店頭にてお申し付けください。
- ・ NISA口座開設後に、二重開設が税務署にて確認された場合には、当行のNISA口座で購入された投資信託は、課税口座に払い出され、当初より課税口座で買付けたものとして扱われます。また普通分配金に課税される場合には、投資信託指定預金

NISA口座開設の要否を選択

「NISA口座について詳しくはこちら」

- 上記内容およびNISA規定の内容を確認し、NISA口座を開設します。
- NISA口座を開設しません。

各種規定・ご注意事項を確認し、よろしければ、**同意する** に進みます。

(次ページで、個人番号の利用目的もご確認ください)

②必要書類の撮影

Check point !

撮影いただく本人確認書類と普通預金口座にお届けのご住所が異なる方は、お申込み前に住所変更手続きが必要です。

→住所変更もインターネットバンキングからお手続きいただけます。



要注 本人確認書類撮影時の注意事項

■撮影時のご注意

本人確認書類の顔写真や記載事項がはっきり読み取れるように撮影してください。不鮮明な場合はお手続きができず、再度初めからお申込みをお願いすることがあります。

■お申込み不備となる撮影例

1. 本人確認書類に光が反射している
フラッシュはオフにして撮影し、光が入り込まないようにご注意ください。正確な読み取りができなことがあります。
2. 撮影画面のガイド線に合わせて撮影していない
本人確認書類撮影時に撮影画面中のガイド線に合わせて撮影してください。ガイド線からはみ出していたり、斜めになっていると正確な読み取りができません。
3. 手ブレや撮影モード設定により、撮影画像がぼやけている
ピントが合うように撮影してください。
4. 本人確認書類が正しく読み取れない
撮影時の環境が暗すぎる場合や、背景に模様が入っている場合は、正しく読み取りできない場合があります。無地の紙や机の上で撮影してください。
5. 文字が判読できない
撮影時にピントを合わせて、画面が薄暗くならないことを確認して、文字を判読できるように撮影してください。

撮影資料から読み取った情報が表示されますのでご確認ください。

内容を修正する場合は、 を外すことで、次画面以降で編集可能です。

※本人確認資料と異なる住所でのお申込みはできません

③お申込み内容の入力

指定預金口座（投資信託購入代金の引落しや解約代金の受取りにご指定いただく口座）として登録する口座の情報を入力します。

指定預金口座のご確認

購入代金の引落し、および特定口座における源泉徴取の際、普通預金通帳および同払戻し請求書（出金票）の提出を受けずに引落いたします。
また、投資信託の分配金や解約金、普通金、および特定口座におきましては、必ずインターネットバンキングの代表口座を登録してください

上記内容を確認しました

お取引店・口座情報 必須

インターネットバンキングに登録済みの口座をご指定ください。インターネットバンキングに登録されていない口座はお受けできません。

支店名

店番

科目

口座番号

※口座番号が7桁でない場合は、前に0を入れ7桁で入力してください。
投資信託取引口座の開設店は指定預金口座のお取引店と同一とさせていただきます。

税法上の告知について内容を確認いただき、ご本人さま情報（氏名、生年月日、住所、職業等）を入力します。

メールアドレス設定

メールアドレス（半角） 必須

受付完了メールを受取られるメールアドレスをご入力ください。

確認のため、再度ご入力ください。

※メールが届かない設定などにより迷惑メール設定されている場合は、「迷惑メール設定」に、あらかじめ設定願います。

迷惑メール設定にご注意ください「@sihd-bk.jp」からのメールが受信できるように設定をお願いします

次へ >

投資経験や、お取引のきっかけ・目的等についてのアンケートを入力します。

④入力内容の確認

送信前に入力内容に間違いがないか確認ください。

戻る 入力内容の確認 途中保存

お申込前のご確認 免許証等の撮影 申込情報の入力 **お手続き完了**

ご入力内容をご確認いただき、よろしければ「送信」ボタンを押してください。
ご入力いただいた内容を修正される場合は、「修正」ボタンを押して正しい内容を入力してください。

お客さま入力情報

お取引店・口座情報		修正
支店名	本店営業部	
店番	100	
科目	普通	
口座番号	1234567	
ご本人さま基本情報		修正

投資に関する知識・経験は？ 知識も経験も豊富

お取引に関する投資方針は？ 元本の安定性を問わず収益性を追求

本アプリはどこで知りましたか？ 知人の紹介

(ご注意事項)

1. 総合的な判断により本申込みをお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

上記内容を確認し、投資信託取引口座の開設を申込みます。

送信

＼お手続き完了！／

受付完了メールの確認



入力いただいたメールアドレスに、「お手続き受付確認メール」を送付いたしますのでご確認ください。

口座開設完了の確認



お手続き後、約10日前後で「投資信託口座開設のご案内」を郵送いたします。到着後、インターネットバンキング投資信託でのお取引が可能です。

インターネットバンキング投資信託でのお取引については、池田泉州銀行ホームページにインターネットバンキング投資信託操作ガイドを掲載しています。



インターネットバンキング
投資信託操作ガイド
はこちら！



NISAについてのご注意事項

■ NISA口座は、日本国内に居住する18歳以上（その年の1月1日時点）の個人のお客さまが開設できます。■ 一定のお手続きのもとで、金融機関の変更が可能となりますが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしかお取引いただけません。NISA口座内に保有されている商品を他の年分の非課税投資枠または他の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更される年分の非課税投資枠を使用して既にお買付されていた場合、その年分について、金融機関を変更することはできません。■ NISA制度では、年間投資枠（つみたて投資枠120万円/年、成長投資枠240万円/年、合算360万円/年（最大））の範囲内で購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。年間投資枠は受渡日で算定され、年を跨いだ取引については翌年の年間投資枠を消費します。非課税保有限度額（つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円、うち成長投資枠1,200万円）については、NISA口座内の公募株式投資信託等を解約した場合、当該解約した公募株式投資信託等が消費していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。■ 投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は、投資した元本の一部払い戻しとみなされ、そもそも非課税であることから、制度上のメリットを享受することができないことにご留意ください。■ NISA口座における損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との損益通算はできず、繰越控除もできません。■ 制度上、NISA口座に初めてつみたてNISA勘定、もしくは、つみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日（以下、基準経過日といいます）におけるお客さまのお名前、ご住所について金融機関に確認が求められます。基準経過日から1年を経過するまでの期間が確認期間とされており、その間に当行がお客さまのお名前、ご住所等の確認ができない場合には新たにNISA口座を利用した取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。■ 旧制度のNISA口座での非課税期間終了時は、課税口座（特定口座または一般口座）に自動的に移されます。（お手続きは不要です。）

※今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。（2024年1月現在）

投資信託についてのご注意事項

■ 投資信託は、預金商品ではなく、元本の保証はありません。■ 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することになります。■ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。■ 当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■ 当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は投資信託委託会社または海外の投資顧問会社が行います。■ 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。（2019年10月1日改定）